



平成29年5月11日

各 位

会 社 名 KNT-CTホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 戸 川 和 良
(コード番号9726 東証第1部)
問 合 せ 先 取締役総務広報部長 西 本 伸 一
(TEL 03-6891-6840)

単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更等に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成29年6月20日開催予定の第80回定時株主総会に単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更について付議することならびにそれらに伴う株主優待制度の一部変更を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一することとしています。当社はこの趣旨を踏まえ、株式の売買単位である単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

平成29年10月1日をもって、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更の条件

平成29年6月20日開催予定の第80回定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案および「3. 定款一部変更」に関する議案が、いずれも承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更するにあたり、変更後においても全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持するために、株式併合（10株を1株に併合）を行うものであります。

(2) 株式併合の内容

- ① 併合する株式の種類
普通株式

② 併合の方法・比率

平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日（実質上9月29日）の最終の株主名簿に記載された株主さまの所有株式について、10株を1株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	273,310,135株
株式併合により減少する株式数	245,979,122株
株式併合後の発行済株式総数	27,331,013株

（注）「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数に株式併合の割合を乗じた理論値であります。

(3) 株式併合による影響

株式併合により、発行済株式総数は10分の1に減少することとなりますが、実施前後で当社の純資産額は変動いたしませんので、1株当たりの純資産額は10倍となります。このため株式市況その他の変動要因を除き、当社株式の資産価値に変動はありません。

(4) 株式併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
10株未満	222名（1.5%）	655株（0.0%）
10株以上	15,079名（98.5%）	273,309,480株（100.0%）
総株主	15,301名（100.0%）	273,310,135株（100.0%）

（注）上記株主構成を前提として株式併合を行った場合、10株未満の株式のみご所有の株主さま222名（所有株式数の合計655株）は、株主としての地位を失うこととなります。

(5) 1株未満の端数が生じる場合の対応

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主さまに対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(6) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（平成29年10月1日）をもって、株式併合の割合と同じ割合（10分の1）で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数 （平成29年10月1日付）
3億8,000万株	3,800万株

(7) 株式併合の条件

平成29年6月20日開催予定の第80回定時株主総会において、本株式会社併合に関する議案および下記「3. 定款一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更

(1) 変更の理由

① 当社および子会社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業内容の多様化に対応するため、目的事項を変更するものであります。

(変更案第2条)

② 株式会社併合に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、株式会社併合の割合(10分の1)に応じて発行可能株式総数を3億8,000万株から3,800万株に変更するとともに、当社株式の売買単位を100株に変更するため、単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。(変更案第6条、第8条)

なお、本変更は、株式会社併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除するものとします。(変更案附則)

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営む会社その他の法人等の株式または持分を所有することにより、当該法人等の事業活動を支配および管理することを目的とする。	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営む会社その他の法人等の株式または持分を所有することにより、当該法人等の事業活動を支配および管理することを目的とする。
(1)～(7) [条文省略]	(1)～(7) [現行どおり]
(8) 旅行・観光および文化・自然に関する情報提供 <u>ならびに</u> セミナーの開催 <u>および</u> 指導	(8) 旅行・観光および文化・自然に関する情報提供、 <u>セミナーの開催ならびにそれらに関するコンサルティング業</u>
(9) <u>コンピュータによる情報の処理</u> および提供	(9) <u>システム、データベースおよびソフトウェアの開発、設計、制作、販売、提供、保守、管理</u> およびコンサルティング業
(10)～(12) [条文省略]	(10)～(12) [現行どおり]
(13) 農・水産物、民芸品、工芸品、観光土産品、食料品、飲料水、酒類、煙草類、郵便切手および収入印紙の販売 <u>ならび</u> にあつ旋	(13) 農・水産物、民芸品、工芸品、観光土産品、食料品、飲料水、酒類、煙草類、 <u>医薬品、医薬部外品、日用品雑貨</u> 、郵便切手および収入印紙の販売 <u>ならび</u> にあつ旋

現 行 定 款	変 更 案
(14)～(19) [条文省略]	(14)～(19) [現行どおり]
(20) 労働者派遣事業	(20) 労働者派遣事業、 <u>職業紹介事業および事務処理代行業業</u>
(21)、(22) [条文省略]	(21)、(22) [現行どおり]
(23) 高齢者住宅施設の運営 <u>および介護サービス事業</u>	(23) 高齢者住宅施設の運営、 <u>介護サービス事業、家事代行業業その他のサービス業</u>
(24)～(30) [条文省略]	(24)～(30) [現行どおり]
② [条文省略]	② [現行どおり]
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3 億 8,000 万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3,800 万株</u> とする。
(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。
[新設]	<u>附則</u> <u>第 6 条および第 8 条の変更は、平成 29 年 10 月 1 日をもって効力が発生するものとする。なお、本附則は、当該変更の効力発生をもって削除する。</u>

(3) 定款変更の効力発生予定日

第 2 条	平成 29 年 6 月 20 日
第 6 条および第 8 条	平成 29 年 10 月 1 日

(4) 変更の条件

平成29年6月20日開催予定の第80回定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案および本定款一部変更に関する議案が、いずれも承認可決されることを条件といたします。

4. 株主優待制度の一部変更について

平成29年6月20日開催予定の第80回定時株主総会において、上記1. から3. のすべての議案が承認されることを条件として、株主優待制度の対象株主を以下のとおり変更いたします。

① 変更内容

	変更前	変更後
対象株主	3月末および9月末現在 1,000株以上 ご所有の株主さま	3月末および9月末現在 100株以上 ご所有の株主さま

② 変更期日

平成30年6月送付分（平成30年3月末日現在の株主分）から変更

5. 主要日程

平成29年5月11日	取締役会決議日
平成29年6月20日（予定）	定時株主総会開催日
平成29年6月20日（予定）	定款一部変更（第2条）の効力発生日
平成29年10月1日（予定）	単元株式数の変更の効力発生日
平成29年10月1日（予定）	株式併合の効力発生日
平成29年10月1日（予定）	定款一部変更（第6条および第8条）の効力発生日

（ご参考）

上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合に係る効力発生日は、平成29年10月1日を予定しておりますが、株式売買後の振替手続きの関係で、平成29年9月27日をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位が1,000株から100株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映されることとなります。

以 上

(添付資料)

【ご参考】 単元株式数の変更および株式併合に関する Q & A

Q 1 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1 単元株式数とは、会社法によって定められ、証券取引所での株式の売買単位となっている株式数であり、株主総会の議決権の計算の単位となっている株式数です。

現在当社の単元株式数は1,000株ですが、今般100株に変更することを予定しております。

Q 2 株式併合とはどのようなことですか。

A 2 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式とすることで、当社では今般10株を1株にすることを予定しております。

Q 3 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A 3 全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までに、上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することとしています。当社は、この趣旨を踏まえ、株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更いたします。

変更後も当社株式の売買単位当たりの価格（投資単位）を、全国証券取引所が望ましいとする水準（5万円以上50万円未満）を維持するために、当社株式について10株を1株にする併合を実施するものです。

Q 4 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A 4 単元株式数の変更と株式併合を同時に行った際には、その効力発生前後では次のようになり、所有株式数は減少いたしますが、議決権数は変わりません。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	3,000株	3個	300株	3個	なし
例②	1,025株	1個	102株	1個	0.5株
例③	682株	なし	68株	なし	0.2株
例④	9株	なし	なし	なし	0.9株

株式併合の結果、1株に満たない端数（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（例②③④）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、端数が生じた株主さまに対して、その処分代金を端数の割合に応じてお支払いいたします。

また、効力発生前のご所有株式数が10株未満の株主さま（例④）は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。何とぞご理解賜りたいと存じます。

なお、株式併合前に「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 5 資産価値には影響を与えないのですか。

A 5 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株主さまのご所有株式数は、株式併合前の10分の1となりますが、1株当たりの純資産額は10倍となります。したがって、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主さまがご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。また、株価についても、理論上は、併合前の10倍となります。

Q 6 株主は何か手続きが必要ですか。

A 6 株主さまにお願いする特段のお手続きはございません。

Q 7 株主優待制度はどのようなのですか。

A 7 株主優待制度につきましては、株式併合前は、ご所有株式数が1,000株以上の株主さまにご利用いただいておりますが、株式併合後は、ご所有株式数が100株以上の株主さまにご利用いただくこととなります。新たな株主優待基準は、平成30年3月末日の株主名簿に記録された株主さまへの発送分（同年6月下旬予定）より適用いたします。なお、実質的な優待基準に変更はありません。

Q 8 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 8 次のとおり予定しております。

平成29年5月11日	取締役会決議
平成29年6月20日（予定）	第80回定時株主総会
平成29年9月26日（予定）	1,000株単位での売買最終日
平成29年9月27日（予定）	100株単位での売買開始日
平成29年10月1日（予定）	単元株式数の変更および株式併合の効力発生日
平成29年12月上旬	端数処分代金支払開始

【お問合せ先】

単元株式数の変更および株式併合に関してのお問合せや、単元未満株式の買取制度についてのお問合せは、お取引の証券会社または下記の株主名簿管理人にお問合せください。

（株主名簿管理人）

〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話番号 0120-232-711（通話料無料）

受付時間 9：00～17：00（土日祝日を除く）